

資料9-1

平成17年度 年度末の年金広報の結果について

- 実施概要 . . . . . 1頁～
- 調査結果の概要について . . . . . 3頁～
- 調査結果を踏まえた考察 . . . . . 7頁～
- <参考> 新聞広告 . . . . . 9頁～

# 実施概要

## I. 実施時期

平成18年2月16日から2月19日

(インターネットを活用した年金個人情報の提供サービスの広報については、平成18年3月25日～3月30日に実施。)

## II. 広報テーマ等

### 1 広報テーマ

以下の広報テーマについて周知を図ることにより、年金制度に対する理解を深めてもらうことを主目的とした。

- (1) 国民年金保険料額改定の周知
- (2) 国民年金保険料の口座振替による1年前納の周知
- (3) 国民年金保険料の口座振替による早割の周知
- (4) その他(多段階免除制度、社会保険料控除証明書、年金相談及び納付相談、ねんきんダイヤル、障害基礎年金と老齢厚生年金等の併給、特別障害給付金制度)

また、インターネットを活用した年金個人情報の提供サービス(ID・パスワード)に係る広報をサービス開始に合わせて実施した。

## 2 広報媒体及び時期

### (1) 新聞（2月18日または19日）

○中央紙 5紙（朝日、毎日、読売、日経、産経）・・・・・・5段（モノクロ／カラー）

※ 朝日新聞及び読売新聞については、カラー広告を実施

○地方紙 41紙・・・・・・5段（モノクロ）

### (2) 新聞（3月25日から30日）

インターネットを活用した年金個人情報提供サービス（ID・パスワード）に係る広報

○中央紙 5紙（朝日、毎日、読売、日経、産経）・・・・・・半5段（モノクロ）

### (3) サンケイリビング紙（2月16日または17日）

○55エリア・・・・・・5段（カラー）

## 3 実施費用

165,900千円

## 調査結果の概要について

### I. 効果測定の実施内容

以下の区分にて、過去3回の効果測定で実施している①広告接触率、②理解度、③共感度の3項目の調査を行うとともに、カラー原稿、モノクロ原稿別の効果測定を実施。

なお、インターネットを活用した年金個人情報の提供サービス（ID・パスワード）に係る新聞広報の効果測定は実施していない。

調査方法・・・インターネットを活用してアンケートを実施（有効回答数1,858人）。

### II. 新聞読者等に対する効果測定の実施概要

#### 1 広告接触率等

- 広告を掲載した新聞読者に対して、広告接触率、理解度、共感度について調査を実施（参考①）。

なお、広告を掲載していない新聞の購読者、リビング紙の読者も含めた広告接触率は、新聞が17.9%、リビング紙が1.3%であった。

- なお、今回の新聞広告においては、一部カラー広告を実施したことから、カラー、モノクロ別での広告接触率の調査を実施した（参考②）。

#### 2 広報テーマ等の認知率、理解度

広報テーマ以外の項目も含めて、年金制度の基礎的事項やその他の年金事業等を列記（認知率については20項目、理解度については10項目）を列記し、調査を実施（参考③）。

**資料①：広告接触率等（今回及び過去の新聞広報の調査）**

	今 回			
	'16年度(秋の年金広報)	'16年度(年度末の年金広報)	'17年度(秋の年金広報)	'17年度(年度末の年金広報)
調査対象の 広報テーマ	・年金制度の基礎的事項の周知 ・年金相談の時間延長	・制度改正事項等9項目	・年金制度の基礎的事項の周知 ・社会保険料控除証明書の発行 ・ねんきんダイヤルの実施 ・年金相談の時間延長 等	・国年保険料額改定の周知 ・国年保険料の口座振替による1年前納の周知 ・国年保険料の口座振替による早割の周知 ・その他(制度改正関係等)
広報のボリューム	読売全15段、その他中央紙5段、地方紙10段	中央・地方紙とも5段を2回	中央・地方紙とも5段を2回	中央・地方紙とも5段を1回
効果測定方法の 主な相違点	広告実施から4週間後に調査(雑誌広告終了を待ってから調査開始)	広告実施の翌日から調査開始	広告実施の翌日から調査開始	広告実施の翌日から調査開始
広告接触率	18%(※1) 確かに見たは、3%	1回目、2回目ともに37% 確かに見たは、7%	1回目35.3%、2回目31.2% 確かに見たは、1回目6.0%、2回目5.4%	26.9%(概算値) 確かに見たは、4.9%
理解度	49%~69% 年金を受けるためには最低25年間の加入が必要なことについて理解が高かったが、マクロ経済スライドの理解度は低かった。	26%~79% 口座振替前納割引の理解度が高く、税制改正により年金受取額が変更となる場合があること及び特別障害給付金制度の理解度が低かった。	1回目33.7%~59.1% 2回目41.2%~64.2% ○基礎年金額の1/3(将来は1/2)は国庫負担であることについての理解度が高く、特別障害給付金制度の理解度が低かった。	23.6%~63.0%(※2) ○口座振替での1年前納の理解度が高く、多段階免除制度・特別障害給付金制度の理解度が低かった。
共感度	31%	9%~45%	1回目45.9%(共感できない19.1%) 2回目43.5%(共感できない15.9%)	32.0%(共感できない24.3%)(※2)
<b>(参考)</b>				
認知率 新規事業の比較	8% 年金週間の相談時間延長等	8%~50% 口座振替前納割引の認知が高く、次世代育成支援の認知(8%)が低かった。	1回目⇒2回目 社会保険料控除証明書 8.0%⇒15.1% ねんきんダイヤル 2.7%⇒5.4%	(※2) 社会保険料控除証明書 20.1% ねんきんダイヤル 3.2%

※1 平成16年度の秋の年金広報のメディア接触率(18%)は、広告掲載の約4週間後に調査を行っていることから、その後の広報のメディア接触率との比較はできない。

※2 平成17年度の年度末の年金広報の理解度、共感度、認知率は、新聞購読者に限らず調査を行った結果である。

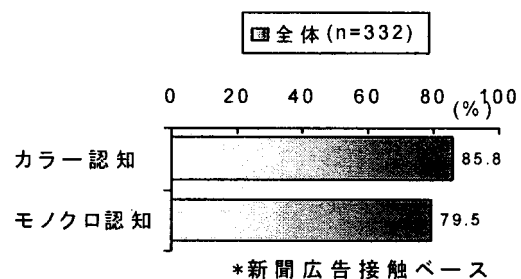
## 資料②：カラー／モノクロ別の広告接触率

## 1 新聞広告のカラー／モノクロの接触率

アンケート回答者（1,858人）のうち、新聞広告の接触者数は、332人。

新聞広告のカラー／モノクロの接触率（見たことがある＋見たような気がする）は、「カラー」が85.8%、「モノクロ」が79.5%であり、カラー広告のほうがモノクロ広告より6.3ポイント接触率が上回っている。

【認知率（見たことがある＋見たような気がする）】



※ カラー／モノクロの両方を見たと回答している重複者が多数いるため、カラーとモノクロの接触（広告認知）率の合計は、100%を超過している。

※ カラー／モノクロのどちらを見たかの認識が不明瞭であり、例えばカラー広告を掲載した読売のカラー／モノクロ別の広告接触率は、カラー広告と認識した率が29.7%、モノクロ広告と認識した率が25.7%であった。

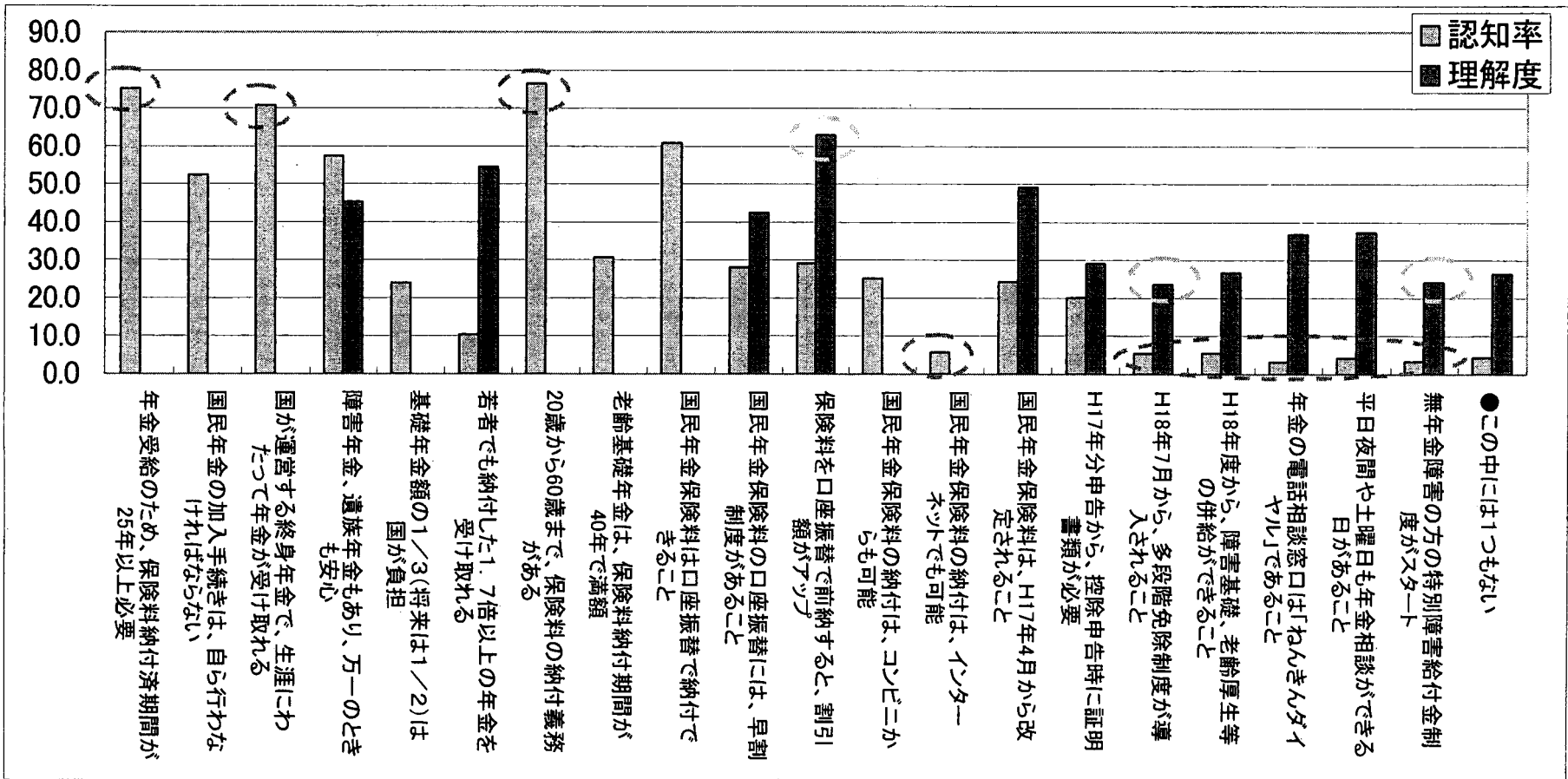
⇒ モノクロ広告と認識した25.7%の者が、カラー広告をモノクロの広と誤認。

## 2 カラー広告の効果の検証

広告を掲載した新聞の発行部数のうち、読売・朝日新聞が占める割合は、41.7%（概算）であるが、今回の広告を見た者の55.8%が、カラー広告を掲載した読売・朝日新聞を購読している者であった。

⇒ カラー広告は、モノクロ広告に比べて一定以上の広告効果が得られると推測できる。

資料③：制度・事業内容の認知率・理解度



## 調査結果を踏まえた考察

### ○ 調査実施者からの意見提言（要約）

#### ⇒ 調査実施者からの提言を踏まえた考察

##### ○ 広報テーマに合わせた広告媒体の選定

新聞は20代から40代までの者の広告接触率が平均を下回っており、若者向けの広報が必要。

⇒ 新聞を補完する若者向けの効果的な媒体の選定が必要であるが、現時点では雑誌、インターネットといった手段のみであり、今後とも検討が必要。

##### ○ カラー広告の効果

カラー/モノクロの広告接触率の違いは6.3%であり、費用対効果の観点からは、カラー料をプラスしただけの効果は得られていない（カラー出稿にはモノクロに比べ、約1.4倍の掲載費用が必要）。

⇒ 調査実施者の意見とは違い、カラー広告の費用対効果は高いと考えられる。

広告を掲載した新聞の発行部数のうち、カラー広告を行った朝日・読売新聞が占める割合は、41.7%（概算）であるが、広告接触者のうち、朝日・読売新聞を購読している者の割合は55.8%であることから、カラー広告は、モノクロ広告に比べて1.26倍以上の費用対効果がある。

カラー広告は、 $41.7 \times 1.4 = 58.4$ の力（費用）で、55.8%の効果を発揮

モノクロ広告は、 $58.3 (1-41.7)$ の力（費用）で、 $44.2\% (1-55.8)$ の効果を発揮

\* カラー広告はモノクロ広告に比べて、1.26倍の効果を発揮

このことから、1回の調査で断定すべきではないが、カラー広告の費用対効果は高いと考えられる。

##### ○ リビング新聞

広告接触率は新聞17.9%、リビング紙は1.3%。投下費用は新聞131百万円、リビング紙11百万円であり、新聞・リビング紙の重複者を考慮しても、広告接触率から見たリビング紙の費用対効果は、新聞に比べて若干劣る。



⇒ リビング紙での広告は、過去の調査結果から、広告内容の認知率、共感度が高い数値が得られており、対象者（リビング紙は女性の読者が多い）によっては十分に有効な媒体である。

### ○ 広報テーマ

優先順位を付け、項目を絞り込むことが必要。

例えば、新聞掲載のケースで言うと、スペースの大小にもよるが、上記の結果から訴求項目を3～5項目程度に絞る。

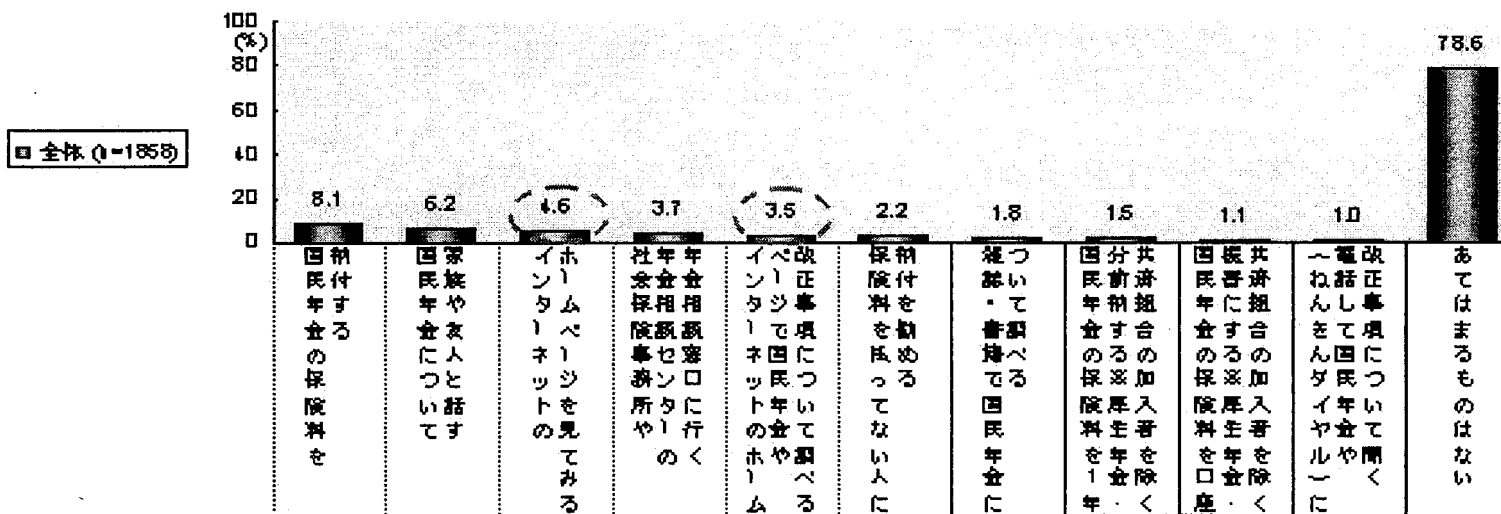
⇒ 制度改正事項が多く、項目の絞込みは難しいが、市町村広報誌（紙）との役割分担を検討していくこととする。

### ○ インターネットの活用

広告接触後の行動において「インターネットのホームページをしてみる」が上位にあることから、さらなるホームページの充実が必要。またインターネット広告により、ホームページへ誘引する施策も検討に値する。基本認知は一定の効果が見られていると思われる。

⇒ ねんきんWeb、キッズページといった新規事項があり、現状よりもホームページの充実は図られるものと考えている。

(参考) 広告接触後の行動



より確かな未来を描くために。国民年金からのお知らせです。

国民年金は、みんなが支え合う、将来への安心のしくみ。  
明日につなげるために、ご理解とご協力をお願いします。

もっと大きな**安心**のために。

## 国民年金保険料が改定されます。

平成18年4月から月々の保険料が280円引き上げられ、月額13,860円となります。  
これは、年金を支える力と給付のバランスを取るためのものです。

## 年金は、納付した額の1.7倍以上に。

基礎年金額の1/3(厚労省は1/2)は国が負担。国庫負担があることで、若者であっても平均では、納付した額の1.7倍以上の年金を受け取ることができる計算となります。

## 年金は、老後のためだけではありません。

障害年金・遺族年金もあり、万一のときも安心です。

より**おトク**なお支払いのために。

## 1年前納で、最大3,490円のおトク。

基礎年金保険料を1年分前納すると2,950円の割引、さらに口座振替で1年分を前納すると割引額が540円増えて3,490円の割引となります。平成18年度分の口座振替の割引は、基礎年金では2月末まで、社会保険事務所では3月中も受付を行っています。(5月中旬以降のお申し込みは追納が間に合わない場合がありますので、追納については社会保険事務所へお問い合わせください)  
※口座振替のお申し込みには、基礎年金番号の記入と金融機関印出印の押印が必要です。  
河原に口座振替での1年前納をお申し込みいただいている方は、あらためてお申し込みいただく必要はありません。

## 早割制度で、毎月の保険料がおトク。

口座振替なら、毎月納付(当月末引落し)のほか、早割(当月末引落し)が選べます。  
早割にすると毎月の保険料が50円の割引となります。(平成18年3月分保険料までの割引額は40円です)



- 障害を持ちながら働く方々を応援します。  
平成18年度から、65歳以上の方は、障害基礎年金と老齢厚生年金、また障害基礎年金と遺族厚生年金の組み合わせで年金を受け取れるようになります。
- 無年金障害者の方へ、特別障害給付金制度をご存知ですか？  
この給付金は、日本の厚労省から支給されるものであり、給付額は、対象となる方は、令和16年1月1日現在に国民年金任意加入対象であった、五分社会保険の配達者、平成18年3月31日に国民年金任意加入対象であった者です。尚、任意加入しているか、ととの調査やかが重要で、交付、履歴の継ぎの記録にもなります。
- 保険料免除(一部納付)の段階が増えます。  
平成18年7月から、従来の全額免除(12納付)・半額免除(14納付)に1/4納付(16納付)の2段階が追加され、所得に応じた適切な免除申請ができるようになります。
- 確定申告時に国民年金保険料の控除証明書が必要です。  
国民年金保険料は、全国が社会保険料控除の対象(控除)となります。平成17年度の確定申告から、国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受けるときは、保険料を支払ったことを証明する申請(控除証明書又は領収書)を添付して提出することが義務づけられました。

● お問い合わせは「ねんきんダイヤル」へ

年金課などの年金相談 **0570-05-1165**

年金もお支払いに当たっている方の年金相談 **0570-07-1165**

受付時間  
平日午前9:00～午後6:00

国民年金保険料の控除証明書のお問い合わせ **0570-00-9911**

平日午前9:00～午後6:00

※電話がなかなかのときは、郵送での社会保険事務所をご利用ください。  
※お電話の受付は、お電話受付の受付時間です。お電話受付の受付時間外は、お電話受付できません。  
※一部不届き等発生した場合、お電話受付の受付時間外は、お電話受付できません。

平日夜間、土曜日も年金相談を受け付けています。  
毎月2日(国民年金事務所)または7日の月曜日は、午後2時まで年金相談を受け付けています。  
また、第2土曜日(午前9時30分～午後4時)も社会保険事務所でも年金相談を受け付けています。  
ぜひご利用ください。

厚生労働省  
社会保険庁

社会保険庁ホームページ

<http://www.sia.go.jp>

# 平成18年3月31日始まります!! あなたの年金の加入記録を インターネットで提供するサービス。

## たとえば!!

厚生年金の加入記録を  
確認したい。

国民年金保険料の  
納め漏れがないか心配。

などの情報について、加入された時点から現在までの加入状況と保険料の納付状況を、自宅のパソコンで24時間365日確認できます。

## サービスのご案内

- このサービスのご利用には、ユーザID・パスワード(無料発行)が必要です。
- ユーザID・パスワードは、社会保険庁ホームページ(年金個人情報提供サービスコーナー)からお申込みください。
- ユーザID・パスワードは、お申込み時に入力いただいた事項により本人確認を行ったうえ、2週間程でご自宅あてに郵送します。(サービス開始当初は、2週間以上かかる場合があります。)

※ お客様あてにお送りしたユーザID・パスワードについて、社会保険庁からお問い合わせすることはありません。

お申込み受付開始 | 平成18年3月31日午前9時から

ご利用お申し込みはこちらです

社会保険庁ホームページ

<http://www.sia.go.jp/>

社会保険庁では、年金加入者の皆様へのサービス向上のため、積極的な情報提供や手続きについて直接ご案内するサービスを進めております。そのため、住所や氏名を変更したときは、速やかに手続きしていただきますようお願いいたします。

厚生労働省  
社会保険庁

